

ご利用いただけない方

以下に該当する方は、信用保証協会の保証をご利用いただけません。

(1) 保証対象外業種を営んでいる方

信用保証協会の保証対象とならない主な業種は、次のとおりです。

対 象 外 業 種	摘 要
農 業	<p>農業のうち、次の業種は保証の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 茶作農業 （製造加工設備を有し、荒茶および仕上茶の製造を行っている方）・ きのこと（えのきたけ、ひらたけ、なめこ等）製造業 （菌床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有する方）・ かいわれ大根製造業 （苗床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有する方）・ もやし栽培農業（製造加工設備を有する方）・ 蚕種製造業（製造加工設備を有する方）・ 蚕種製造請負業（製造加工設備を有する方）・ 養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う方）・ ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う方）・ 獣医業・ 家畜貸付業・ てい（蹄）鉄修理業・ 園芸サービス業
林 業	<p>林業のうち、次の業種は保証の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 素材生産業・ 素材生産サービス業・ 製薪炭業（製造加工設備を有する方）・ 薪請負製造業（製造加工設備を有する方）・ 炭焼請負業（製造加工設備を有する方）・ 炭賃焼業（製造加工設備を有する方）
漁 業	<p>漁業のうち、次の業種は保証の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っている方）

対 象 外 業 種	摘 要
金融・保険業	<p>金融・保険業のうち、次の業種は保証の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険媒介代理業 ・ 保険サービス業 <p>金融・保険業のうち、次の業種は法令上の許可等を有している場合に限り保証の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード業 ・ 割賦金融業 ・ 金融商品取引業（補助的金融商品取引業（証券保管振替機関 等）を除く） ・ 投資助言・代理業 ・ 投資運用業 ・ 商品先物取引業 ・ 商品投資顧問業 ・ その他の商品先物取引業、商品投資顧問業 （特定店頭商品デリバティブ取引業者、商品先物取引仲介業者 等） ・ 前払式支払手段発行業、資金移動業 ・ 金融商品仲介業
サービス業のうち 右に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係る方を除く） ・ 政治・経済・文化団体 ・ 宗教
性風俗関連特殊 営業業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風営法第2条第6項～第10項に該当する全業種 <ul style="list-style-type: none"> 第2条第6項「店舗型性風俗特殊営業」 <ul style="list-style-type: none"> 第1号 ソープランド等 第2号 店舗型ファッションヘルス等 第3号 ストリップ劇場、ポルノ映画館等 第4号 モーテル、ラブホテル等 第5号 アダルトショップ、個室ビデオ等 第6号 その他 第2条第7項「無店舗型性風俗特殊営業」 <ul style="list-style-type: none"> 第1号 派遣型ファッションヘルス等 第2号 アダルトビデオ等通信販売営業等 第2条第8項「映像送信型性風俗特殊営業」インターネットを利用した画像配信等 第2条第9項「店舗型電話異性紹介営業」 テレホンクラブ等 第2条第10項「無店舗型電話異性紹介営業」 ツーショットダイヤル等

(2) 与信取引等ができない信用状態等にある方

以下に該当する方は、当協会の保証を利用できません。

- ①原則として信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担している方
- ②原則として信用保証協会に対して、求償権の保証人として保証債務を負担している方
- ③原則として既存の保証で設備資金を利用して、その設備の設置を履行していない方
- ④銀行取引停止処分を受けている方（原則として1回目の不渡りを出して、6か月を経過していない方も含む）
なお、法人の代表者個人が銀行取引停止処分を受けている（原則として1回目の不渡りを出して、6か月を経過していない方も含む）場合、当該法人も原則として保証を利用できません
- ⑤破産、民事再生、会社更生等法的手続中または私的整理手続中の方（それぞれ申立中の場合を含む）
なお、民事再生法の再生計画の途上にある等、所定の要件に該当する場合は事業再生保証を利用できる場合があります
- ⑥金融機関より融資を受けている債務（現に保証を受けている債務を含む）につき延滞している方
- ⑦粉飾決算や融通手形操作を行っている方
- ⑧多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない方
- ⑨税金等を滞納（未納）し、完納の見通しがたたない方
- ⑩休眠会社（最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされる会社）
- ⑪事業実体・内容、資金使途、返済能力等を判断する資料がない方
- ⑫連鎖販売業（マルチ商法）・靈感商法等、当協会が保証するにふさわしくないと判断する方
- ⑬暴力団等の反社会的勢力、および金融斡旋屋等第三者が介入する方
- ⑭保証申込書類に偽装があった場合や申込内容と企業の実態が異なる方
- ⑮申込人本人（法人の代表者も含む）であるかのようになりすました方